

新型インフルエンザ等対策 盛岡市各部等業務継続計画 取りまとめ

平成21年5月28日策定

令和7年7月9日改定

盛岡市健康危機対策本部

— 目 次 —

| | | |
|-----|------------------------|-----|
| 第 1 | 総論 | 1 |
| 第 2 | 業務継続計画 | |
| 1 | 市長公室 | 5 |
| 2 | 総務部 | 14 |
| 3 | 財政部 | 26 |
| 4 | 市民部 | 37 |
| 5 | 交流推進部 | 51 |
| 6 | 環境部 | 56 |
| 7 | 保健福祉部 | 70 |
| 8 | 子ども未来部 | 92 |
| 9 | 商工観光部 | 99 |
| 10 | 農林部 | 103 |
| 11 | 建設部 | 109 |
| 12 | 都市整備部 | 121 |
| 13 | 玉山総合事務所 | 134 |
| 14 | 会計課 | 144 |
| 15 | 教育委員会 | 145 |
| 16 | 議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局 | 191 |

第1 総論

1 はじめに

中国湖北省武漢市で初めて確認された「新しいコロナウイルス」は、瞬く間に全世界に感染拡大し、2020（令和2）年1月15日には国内1例目となる感染者が確認され、同年7月29日に、都道府県では全国で最も遅い、県内1例目となる感染者が、本市から確認された。

同年3月には新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が一部改正され、新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等」とみなして法の適用がされたが、令和3年2月には、特措法及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）が一部改正され、「新型インフルエンザ等感染症」に新型コロナウイルス感染症が追加された。

国からは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等により、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも職務が遅滞なく行えるように対策をあらかじめ講じることとし、在宅勤務等の積極的な実施に努めるよう示された。

そのような場合においても、本市において、市民への感染拡大を可能な限り抑制し、市民の健康被害を最小限にするとともに、基礎的な行政として確保しなければならない業務を維持するため、平常時の事業の一部を縮小、中断、延期等をするとともに、様々な新型インフルエンザ等対策に全力を注ぐ必要がある。

したがって、あらかじめ本市の各部各課等において行政各分野の対応を検討し、共有化を図り、新型インフルエンザ等が発生している時においても、市民生活への影響を最小限に抑えるために「新型インフルエンザ等対策盛岡市業務継続計画」を策定する。

2 業務継続計画（BCP）

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、大地震等の自然災害や感染症の流行などの危機事案が発生したことを想定し、人、物、ライフライン等の限られた経営資源の中で、最低限の事業活動を継続、ないしは、目標復旧時間内に再開できるようにするために、事前に策定された行動計画のことである。

致死率が高く、感染力が強い新型インフルエンザ等の発生などの重大な危機事案が発生した場合には、通常時の業務実施が困難となり、市民生活などへ重大な影響が生じる恐れがある。このような事態が発生した場合、優先的に実施しなければならない感染拡大の抑制や健康被害をできるだけ少なくするなどの危機対応業務に加え、市民生活の維持に必要な最低限の業務を事前に定めることにより、限られた人などの資源のもとで、最低限必要な業務の継続を図るための計画である。

(1) 計画の適用対象

ア 対象業務

本計画において適用対象とする業務は、市長部局、会計課、教育委員会、議会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局において実施する新型インフルエンザ等対応業務及び通常業務とする。

イ 対象感染症

本計画において適用対象とする感染症は、特措法第2条第1項第1号に規定する「新型インフルエンザ等」とし、感染症法に規定する以下の感染症をいう。

(ア) 感染症法第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」（同項第1号から第4号に規定する「新型インフルエンザ」、「再興型インフルエンザ」、「新型コロナウイルス感染症」及び「再興型コロナウイルス感染症」をいう。）

(イ) 感染症法第6条第8項に規定する「指定感染症」（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）

(ウ) 感染症法第6条第9項に規定する「新感染症」（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）

(2) 被害想定

新型インフルエンザ等政府行動計画ガイドラインでは、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定し、新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドラインでは、職員の最大40%程度の欠勤を想定していることから、同様の被害想定により計画を策定する。

3 業務継続計画の前提条件

- (1) 市内において新型インフルエンザ等の発生が確認されること。
- (2) 新型インフルエンザ等の病原性が高く、感染力が強いこと。
- (3) 予測される罹患者数が職員の25%にのぼり、家族などの看護等の必要を含め、職員の40%がこの新型インフルエンザ等による何らかの理由で出勤できなくなること。
- (4) 流行の期間が約8週間続くと想定されること。
- (5) 感染した職員は、長期間出勤できなくなり、感染した恐れのある職員も10日間程度健康観察のため出勤できなくなることが想定されること。
- (6) 市長が保健所長の意見を聴いて「盛岡市健康危機管理非常事態宣言」を行ったこと。

4 業務継続計画の移行時期

盛岡市健康危機対策本部において本部長である市長が、患者や接触者による感染拡大を防止するための対応を全庁的に開始することを指示し、併せて各部等において通常時の市の事務事業の実施を業務継続計画における実施に移行することを指示することにより実施する。

5 基本方針

- (1) 市民の健康被害の最小化と優先目的とする。
- (2) 市民生活に最低限必要な業務のみ継続し、その他の業務は可能な限り縮小・休止する。

6 業務優先度等の判断の基準

業務の優先度及び継続する業務の実施の判断に当たっては、次の点で業務継続の必要性を判断する。

- (1) 休止等による社会的影響の有無
 - ア 市民の生命・安全保持に支障があるか
 - イ 市民に対し、甘受できない不利益・不公平が発生するか
 - ウ 財産の保全、社会機能の継続に支障があるか
- (2) 市の他の業務への影響の有無
休止・中断により、市の行政機能や対策本部等の業務に支障があるか
- (3) 法令上の処理期限等の有無
法令上の処理期限や業務の実施サイクルの義務付けがあるか
- (4) 通常業務実施体制継続の可否
業務の性格上、発生前と同様の体制を維持する必要があるか
- (5) 約2ヶ月の流行期間、業務を中止してもその後の対応が可能か
- (6) 感染拡大防止の観点から、積極的な休止等が望ましい業務であるか

7 業務優先度区分

次の表1「業務優先度区分」を参考に、各部各課等は、業務の優先順位付けを行う。

表1 業務優先度区分

| 区分 | 業務区分 | 業務内容 | 例 |
|----------------|-----------------------|---|------------------------------------|
| 新型インフルエンザ等対応業務 | 新型インフルエンザ等対応業務 (S) | 新型インフルエンザ等発生時に新たに発生する業務 ・感染の流行のピークを抑えることや感染者数を減少させるための感染拡大防止に関する業務 ・危機管理体制上必要となる業務 | 新型インフルエンザ等診療体制の構築 市対策本部の運営 |
| 通常業務 | 継続業務 (A) | 新型インフルエンザ等発生時に、平常時と同様に継続することが必要な業務 ・市の意思決定・重要業務の継続に必要な内部管理業務や市民の生命・財産等への影響により休止・中断が困難な業務 | 市民向け広報 庁舎の維持管理 |
| | 縮小業務 (B) | 新型インフルエンザ等発生時に業務内容を縮小する業務 ・流行中も業務を休止できないが、通常の業務内容を縮小（取り扱いを変更）する業務 | 各種窓口業務 支払事務 |
| | 休止業務 (C) | 新型インフルエンザ等発生時に原則として休止・中断する業務 ・流行の終息後（2か月程度）に先送りすることが可能な業務 ・感染拡大防止の観点から積極的な休止等が望ましい業務 | 集会や研修、イベント等不特定多数の人が同時に集まる機会を提供する業務 |

8 業務継続のための体制について

各課の業務継続のために必要な人員に不足がある場合については、部内において対応することとする。ただし、緊急的・一時的に対応しなければならない業務については、必要に応じ、各部を超えて対応する。

特別な資格やスキルが必要な職については、事前に保有状況を把握し、場合により応援職員として活用する。